

## 令和 2 年度募集（令和 3 年度採用）の研修医の募集定員設定に係る方法について （医師臨床研修連絡協議会案）

### 1 概要

令和 2 年度から，医師臨床研修制度について一部権限が厚生労働省から都道府県へ移譲されることに伴い，従来，厚生労働省が設定していた各臨床研修病院における研修医の募集定員について都道府県で設定を行う。

### 2 募集定員の設定方法案

本県における病院別の定員については，別紙「募集定員の算定方法案」（以下「別紙案」という）のとおり，従来厚生局において採用していた算定方法を用いて設定する。

【参考】医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行  
23 地域における研修医の募集定員の設定  
( 3 ) 都道府県にける病院ごとの募集定員の算定方法  
( 前略 ) 定員の算定方法は，医療法及び医師法の一部を改正する法律( H30 年度法律第 79 号 ) 施行前に，国において採用していた次の算定方法を参酌の上，定めること。

別紙案（ 1 ）により各臨床研修病院における研修医の募集定員を算定後，別紙案（ 2 ）により県で定めた配分ルールに基づき，調整枠を各病院へ配分する。

### 3 募集定員設定のスケジュール

- 12 月 地域医療対策協議会において募集定員の設定方法について協議の上，県で決定。  
厚生労働省から都道府県別募集定員の提示（都道府県上限枠）
- 1 月 医師臨床研修連絡協議会事務局において各病院の募集定員の計算
- 3 月 医師臨床研修連絡協議会総会 及び 地域医療対策協議会で協議  
その後，県において決定し，厚生労働省へ報告
- 4 月 県から各病院へ通知

## 募集定員の算定方法案

(1) 県における病院ごとの募集定員の算定(従来厚生局が用いていた算定方法)

過去3年間の研修医の受入実績の最大値(医師派遣実績加算を含む)(A)

医師派遣加算: 医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、80人以上の場合を13とする。

の県内病院の合計(A')が、厚生労働省が定める県の募集定員の基礎数値(B)を超える場合は次の計算式により調整する。(計算式:  $A \times B / A'$ )

各病院が希望する募集定員(C)が の値を上回る場合は の値、下回る場合はCの値とする。

小児科・産科研修プログラムの募集定員の特例加算として、まで計算した値が20人以上の場合は4人分を加算する。

～までの手順で算出した値が0~1人の場合は、最低募集定員2人を確保するため、調整加算を行う。

医師不足地域でない地域(人口10万人対医師数が全国値を上回る二次医療圏)の病院で、直近2年間の実績が0人の場合は、募集定員は0人。

(2) 県による調整枠の配分(例年、医師臨床研修連絡協議会で協議の上、行っていた方法)

(1)の計算結果から調整加算分を除いた人数と厚生労働省が定める県の上限枠との差(県調整枠)について、県で定める配分ルールに基づき各病院へ配分する。

### 配分ルール案

- ・各病院の修学生採用枠(上限)を最低数とする。
- ・前年度フルマッチした病院は希望どおりの数を配分する。
- ・直近3年の採用実績のうち、最も多い年度の実績を最低数とする。
- ・上記ルールで配分した結果、配分数に残が出た場合には、病院間の協議により配分を決定する。
- ・最終的に残が出た場合には、配分せず、各病院への配分数の合計を県全体の募集定員とする。

各病院が希望する募集定員の合計が県の上限枠を上回る場合は、前年度フルマッチしていない病院の希望する募集定員が認められないことがあります。